

あなたの住民税は



こうなります

問合せ 税務課
☎(43)1111 内線132、
133、134・FAX(43)1125

平成21年度の住民税（市・県民税）の納税通知書を、今月上旬に該当するみなさんへ発送します。ここでは、その住民税のあらましと税額算出方法についてご紹介します。

住民税とは、地域社会における行政サービスを提供するにあたり必要となる費用を、市民のみなさんから負担していただくというもので、市・県民税を合わせて住民税とよんでいます。

▼幸手市に住民税を納める人

・平成21年1月1日現在、市内に住所を有し、前年収入があった人

・平成21年1月1日現在、市内に住所を有さないが、事務所、事業所または家屋敷を有し、前年収入があった人

▼住民税の内訳

税金を負担する能力のあ

る人が均等の額を負担する

「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」から成り立っており、前年中の所得をもとに税額を決定します。

▼均等割の額（年額）

・市民税：30000円
・県民税：10000円

▼所得割の計算方法

（所得金額－所得控除額）×税率（10％）－調整控除－税額控除
○所得／住民税は前年中の所得を基準として税額計算をしますが、所得は、収入金額から必要経費を差し引いたもので、給与所

得（※表1参照）のほか、事業所得、不動産所得など10種類に分類されます。

○所得控除／配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。医療費控除、社会保険料控除、扶養控除などがこれに該当します。

○調整控除／税源移譲に伴い生じる住民税の負担増を調整するための控除です。

○税額控除／配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除などです。

表2 住民税と所得税の人的控除額

種 類	住民税	所得税
基礎控除	33万円	38万円
配偶者控除	一般	33万円
	老人(70歳以上)	38万円
	※昭和14年1月1日以前生まれ 同居特別障害者加算	+23万円
扶養控除	一般	33万円
	特定	45万円
	※昭和61年1月2日～ 平成5年1月1日以前生まれ 老人(70歳以上)	38万円
	※昭和14年1月1日以前生まれ 同居老人・親族等加算 同居特別障害者加算	+7万円 +23万円
障害者控除	障害者 (本人、配偶者、扶養親族)	26万円
	特別障害者 (本人、配偶者、扶養親族)	30万円
寡婦控除(本人)	寡婦	26万円
	特定の寡婦加算	+4万円
寡夫控除(本人)	26万円	27万円
勤労学生控除(本人)	26万円	27万円

表1 給与所得金額の算出表

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円～1,618,999円	給与収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,799,999円	B×2.4
1,800,000円～3,599,999円	B×2.8－180,000円
3,600,000円～6,599,999円	B×3.2－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	給与収入金額×0.9－1,200,000円
10,000,000円～	給与収入金額×0.95－1,700,000円

＜参考＞ 年金所得金額の算出表

年 齢	公的年金等の収入合計額	公的年金所得の額
65歳未満	1,299,999円迄	－ 700,000円
	1,300,000円～4,099,999円迄	×75% － 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円迄	×85% － 785,000円
	7,700,000円以上	×95% － 1,555,000円
65歳以上 S. 19. 1. 1以前	3,299,999円迄	－ 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円迄	×75% － 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円迄	×85% － 785,000円
	7,700,000円以上	×95% － 1,555,000円

住民税の計算例

<給与所得者の場合>

●家族構成

夫婦と子ども2人（子どもは一般扶養1人(12歳)、特定扶養1人(18歳)）

●内訳

- 給与収入金額…… 5,900,000円(夫)
0円(妻)
- 社会保険料…… 265,500円
- 一般生命保険料…… 120,000円
- 医療費…… 180,000円



①給与所得金額 ※表1参照

(給与収入金額から給与所得控除を引いた額) … 4,180,000円⇒A

②所得控除 …… 1,820,500円⇒B

(内訳) 社会保険料控除…… 265,500円
生命保険料控除…… 35,000円
医療費控除…… 80,000円
配偶者控除…… 330,000円
一般扶養控除…… 330,000円
特定扶養控除…… 450,000円
基礎控除…… 330,000円

③課税所得金額(A-B) …… 2,359,000円⇒C

(千円未満切捨て)

④所得割額 課税所得金額C 税率

・県民税 2,359,000円×4% …… 94,300円⇒①
(百円未満切捨て)

課税所得金額C 税率

・市民税 2,359,000円×6% …… 141,500円⇒②
(百円未満切捨て)

⑤調整控除

・県民税 …… 1,000円⇒③
・市民税 …… 1,500円⇒④

⑥調整控除後の所得割額

① ③
・県民税 94,300円 - 1,000円 …… 93,300円⇒A

② ④
・市民税 141,500円 - 1,500円 …… 140,000円⇒B

⑦均等割額

・県民税 …… 1,000円⇒C
・市民税 …… 3,000円⇒D

⑧年税額

A C
・県民税 93,300円 + 1,000円 …… 94,300円
B D
・市民税 140,000円 + 3,000円 …… 143,000円

合計 237,300円

▼住民税が課税されない人

○所得割も均等割もかからない人

○均等割のかからない人

- ・前年中の収入が無かった人
- ・平成21年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・平成21年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦、寡
- ・夫のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ・控除対象配偶者や扶養親族のいない人で前年の合計所得が28万円以下の人
- ・控除対象配偶者や扶養親族のいる人で前年の合計

<参考> 課税、非課税、税法上の扶養の目安(給与収入の場合)

給与収入額 平成20年中の収入	住民税(市県民税)		所得税 (参考)	配偶者・扶養 控除の対象
	均等割	所得割		
93万円以下	かからない	かからない	かからない	なれる
93万円超 100万円以下	かかる			
100万円超		かかる		
103万円以下				
103万円超			かかる	なれない

※障害者、寡婦(夫)、未成年者を除く

○特別徴収／給与支払者が、

直接個人が納付する方法です。

○普通徴収／納税通知書が

市から納税者(個人)に通知

され、4回の納期に分けて

納税の数が32万円以下の人

所得が28万円×(本人+扶

養親族の数+16万8千円

以下の人

○所得割のかからない人

・控除対象配偶者や扶養親

族のいない人で前年の合

計所得が35万円以下の人

・控除対象配偶者や扶養親

族のいない人で前年の合

計所得が35万円以下の人

・控除対象配偶者や扶養親

族のいない人で前年の合

計所得が35万円以下の人

・控除対象配偶者や扶養親

族のいない人で前年の合

計所得が35万円以下の人

・控除対象配偶者や扶養親

族のいない人で前年の合

計所得が35万円以下の人

・控除対象配偶者や扶養親

族のいない人で前年の合

計所得が35万円以下の人

公的年金からの特別徴収(天引き)の概要

▼対象になる人

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある人。

ただし、つぎの人は対象となりません。

- ①介護保険料が年金から引き落としされていない人
- ②特別徴収される住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人

例：住民税の年税額が6万円 (年金所得のみ)の場合。

▼去年(平成20年度)までは

月	納付書で納める (普通徴収)			
	6月	8月	10月	1月
税 額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

※年税額の1/4ずつ納付書で納付。

▼今年(平成21年度)は

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から天引き (特別徴収※)			年金から天引き (特別徴収)				
	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	前年度2月と同額	前年度2月と同額	前年度2月と同額	前年度2月と同額	前年度2月と同額

※6月・8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納付。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつ特別徴収。

※4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を特別徴収(仮)し、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの残額を特別徴収します。

※特別徴収(天引き)の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。

市から通知された税額を給与から差し引いて納税する方法で、給与所得者の住民税は、毎年6月から翌年の5月までの12回に分けて給与天引きされます。

○公的年金からの特別徴収／年金支払者が、市から通知された税額を年金から差し引いて納税する方法で、今年の10月支給分から始まりです。(左図参照)